

計画の推進体制・進捗管理

- 計画の推進にあたっては、総務課を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図るとともに、住民、関係団体、事業所等と協働しながら、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組めます。
- 行政の事業評価・検証については、事業がどれだけ行われたか（活動指標）、住民にどのような効果が表れたか（成果指標）を把握する指標を設定し、実行性のあるフォローアップをめざします。
- 数値による活動量や成果を把握することが難しい取り組みに関しては、事業の施策に対する貢献度等について定期的に調査を行い、進捗管理を行います。
- 男女共同参画推進計画の見直しの際には「神河町男女共同参画推進計画策定委員会」において、住民参加による進捗状況確認と検証等を行います。

「男女共同参画」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいいます（男女共同参画社会基本法*⁵第2条）。

神河町では、「男女共同参画」の推進により、性別に関わらず一人ひとりが充実した生活を送ることができるとともに、男性も女性もあらゆる分野で個性を発揮し、輝くことができる社会の実現をめざしていきたいと考えています。



用語解説

*1：パワー・ハラスメントとは…

職場等の力を背景にして、本来の業務の範囲（はんちゆう）を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。

*2：マタニティ・ハラスメントとは…

職場等において、妊娠・出産した方に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的ないやがらせを行い、ひどい場合には退職にまで至る行為をいう。

*3：ドメスティック・バイオレンス（DV）とは…

配偶者や恋人等のパートナーによる、なぐる、ける、物を投げつけるなどの身体的暴力や、ののしる、おどす、無視をするなどの精神的暴力をはじめ、性的暴力や経済的暴力のことをいう。

*4：セクシュアル・ハラスメントとは…

職場、学校、地域活動等において、相手の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、仕事等をしていく上で、一定の不利を与えたり、環境を悪化させることをいう。

*5：男女共同参画社会基本法とは…

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

神河町

男女共同参画推進計画

平成28年度～平成32年度

基本理念

誰もがともに認めあい
ハートがらわれあうまち
かみかわ

一人ひとりがお互いを認め合い、
性別に関わりなく発揮されるその個性と能力を、
活力あふれるまちづくりに
活かしていきましょう

概要版

兵庫県
神河町
平成28年3月

神河町男女共同参画推進計画
《概要版》

発行：平成28年3月
住所：兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
電話：0790-34-0001
発行所：神河町
編集：神河町総務課
FAX：0790-34-0691

E-mail: info@town.kamikawa.hyogo.jp

計画の体系

本計画は、男女共同参画推進に関する5年間（平成28年度～平成32年度）の取り組みの方向性を示すため策定しました。基本理念の達成に向けた基本目標、基本施策、数値目標を定め、以下のような体系に沿って具体的な取り組みを展開していきます。

基本目標 1 男女共同参画に関する意識改革・理解の促進

住民一人ひとりが性別にとらわれないことなく、互いの個性を尊重し、認め合うことができるよう、情報提供や啓発、教育の推進、学習機会の充実等を通じて男女共同参画の意識を育みます。

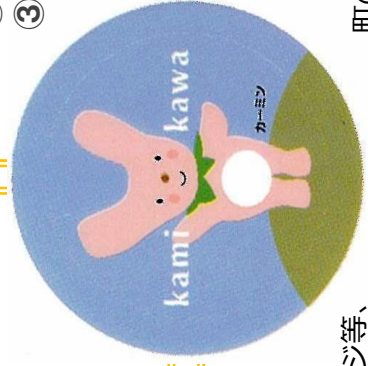
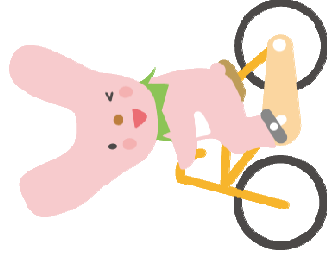
基本施策

例えば、こんな課題があります

- 男女の地位の平等感について、不平等感が男性に比べて女性に強い（住民意識調査）
- 「男は仕事、女は家庭」という考え方が多く、肯定的な考え方が否定的な考え方より多い（住民意識調査）

目標値	平成26年度実績値	平成31年度目標値
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない住民意識の割合	35.3% (平成27年)	45%
男女共同参画について学んだり、教えられたりしたことがある住民の割合	21.3% (平成27年)	36%
人権啓発講演会の実施回数/参加人数	2回/約700人	2回/約800人
外国籍女性の交流会の開催数/延べ参加人数	2回/延べ15人 (平成27年)	2回/延べ30人

※目標値は一部抜粋（その他同様）



基本目標 3 男女の安全・安心な暮らしの実現

住み慣れた地域において、性別に関わらず誰もが安心して暮らすことができるよう、状況やライフステージ等、一人ひとりに応じた支援を行うことができる環境づくりを進めます。

例えば、こんな課題があります

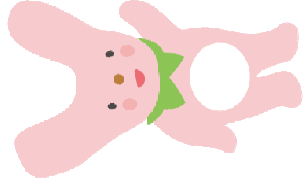
- 単身世帯やひとり親世帯等、社会情勢の変化により、生活上の困難に直面する人が増えている
- 暴力やハラスメントのあり方が多様化（パワー・ハラスメント^{*1}、マタニティ・ハラスメント^{*2}等）している

*用語解説は裏面にあります

基本施策

- ① 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ② 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- ③ 生涯を通じた男女の健康支援
- ④ あらゆる暴力の根絶

目標値	平成26年度実績値	平成31年度目標値
女性消防団員数	1人	5人
思春期保健事業（いのちの大切さ学び教室）の実施回数/参加者数	10回/406名	10回/400名
乳がん自己検診教育の実施回数/参加者数	10回/328人	8回/300人
ドメスティック・バイオレンス（DV） ^{*3} を経験したことがある女性の割合	6.5% (平成27年)	0%
セクシュアル・ハラスメント ^{*4} を経験したことがある女性の割合	4.8% (平成27年)	0%

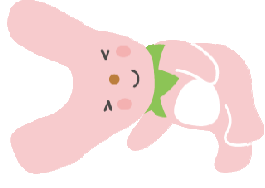


基本目標 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進

男女一人ひとりが希望する職業生活を営むことができるよう、就労の場における支援の充実や情報提供を図ります。また、仕事と子育て・介護等との両立支援に向けた各種制度やサービスの周知及び充実を図ります。

例えば、こんな課題があります

- 男性に比べて女性のパート・アルバイト等の非正規の雇用者の割合が高い
- 男女ともに優先したい生活のバランス（仕事、家庭、地域・個人の生活等）がかなっていない（住民意識調査）



基本施策

- ① 女性の就業機会の拡大
- ② 多様な働き方への支援
- ③ 仕事と家庭生活との両立支援

目標値	平成26年度実績値	平成31年度目標値
神河町における女性（25～44歳）の就業率	73.2% (平成22年)	80%
ワーク・ライフ・バランスの希望がかなっていない人の割合（住民意識調査で、生活の中での優先度の希望と現実が異なる人の割合）	63.8% (平成27年)	50%
男性の育児休業の取得状況	1.9% (平成27年)	増加
中学生以下の子どもがいる男性で、1日に家事・育児に費やす時間が1時間未満の人の割合	46.1% (平成27年)	35%

基本目標 4 あらゆる分野における女性の活躍推進

町の審議会をはじめ、地域団体等における女性の参画を促進するとともに、行政が男女共同参画に関する取り組みを率先することができるよう、庁内における男女共同参画の環境の整備を推進します。

例えば、こんな課題があります

- 今後町が特に力を入れるべきことでは、就労環境の改善や方針決定過程への女性参画推進、行政の率先した取り組みに関するニーズが、特に男性において高い（住民意識調査）

基本施策

- ① 男女共同参画による地域の担い手づくり
- ② 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

目標値	平成26年度実績値	平成31年度目標値
社会全体でみて、男女の地位が「平等である」と思う住民意識の割合	17.1% (平成27年)	25%
審議会等の女性割合	20.6% (平成27年)	35%
播磨自治研修への職員への延べ派遣人数	延べ74人	延べ110人
能力開発・職域拡大に向けた職員研修の実施回数	年3回	年3回
町男性職員の育児休業取得者数	0人	増加

